第11回 自治区制度等行財政改革推進特別委員会記録

日時:令和2年9月8日(火) 12時58分 ~ 14時27分

場所:全員協議会室

【委員】 澁谷委員長、岡本副委員長、三浦委員、村武委員、串﨑委員、芦谷委員、 道下委員

【議長・委員外議員】

【執行部】砂川副市長、吉永金城自治区長、塚田旭自治区長、熊谷弥栄自治区長、中島三隅自治区長、石本教育長、坂田総務部長、岡田地域政策部長、河上教育部長、篠原金城支所長、佐々尾旭支所長、外浦弥栄支所長、田城三隅支所長、邉地域政策部副部長、大屋政策企画課長、村木生涯学習課長

【事務局】中谷書記

議 題

1 議案第60号 浜田市協働のまちづくり推進条例の制定について

【全会一致 可決】

2 その他

【議事の経過】

(開 議 12 時 58 分)

澁谷委員長

ただいまから自治区制度等行財政改革推進特別委員会を開 会する。出席委員は7名で定足数に達している。

まず1点ご報告させていただく。先週9月4日に、これまで7月、8月に委員の皆のご努力でまとめさせていただいた行革に関わる申入れを砂川副市長、坂田総務部長に、岡本副委員長ともども提出させていただいた。この件については今後進捗状況について、ある程度期間をおいて少しずつ触れさせていただく。

1 議案第60号 浜田市協働のまちづくり推進条例の制定について

澁谷委員長

政策企画課長 澁谷委員長 岡本副委員長 本委員会に付託された、議案1件の審査に入る。 執行部から補足説明がある。政策企画課長。

(以下、資料をもとに説明)

委員から質疑はあるか。

7月13日に意見交換会をさせていただいた際、自治基本条例、過去においてもそうだが要は反日的な人を優遇する、もしくは参画させる条例には問題があると申し述べて、この中で権利や義務について触れてきた。我々の意見交換の後にいろいろなところでまた交換会をされ、最後この場に条例として出されるのだが、この辺の説明を再度いただきたい。

政策企画課長

前回意見交換会をさせていただき、特にそういったことにつながるのではという意見をいただいた。条例検討委員会でもそうだが、各地域協議会、あるいはパブリックコメントでもそういった心配の声をいただいた。特に、市政に及ぶ場合はそういったことも考えられるのではと。これはあくまでまちづくりの条例だということで、その辺は整理できたのではないかと思う。また、自治基本条例は基本的に市政全般のことを示し、自治体によっては自治体の最高規範という位置づけで示されているが、このまちづくり条例はそういうものではない。条文は市政に及ばない範囲で全体的に整理しているし、そういうことにつながらないような配慮もしている。

岡本副委員長

位置づけで整理されたことは理解した。7 ページの中で、市 民はまちづくりへ参画し意見を述べる権利を有するという形 で、ここで整理されたと認識してよいか。

政策企画課長岡本副委員長

はい。

あとはおおむねよいと私は思う。今日も議場で同僚議員がいつまでにやるかという話をしていた。対象の自治区、いわゆる 浜田市内で、協働のまちづくりの位置づけは十分理解している。 こういう形で表に出ると、いろいろ働きかけやすい環境になったのだろう。ただ同僚議員が言うように、まちづくりができてないと言われて以前から憤慨している。町内活動を含めてもかなり活動的にやっている。それはまちづくりに匹敵する活動だと思う。ただ、位置的、地理的なものは表現できてないかもしれない。連携についてもあるかもしれないが、そのことは一応言っておいて、協働のまちづくりを推進されるに当たり、それを地域の方に、町内会という位置づけも担保というか敬意を示しながらやっていただきたい。よろしくお願いする。

他にいかがか。

この条例の参考となった他自治体の例があるなら説明をしてもらいたい。

条例策定に当たり条例検討委員会でも事例を示して検討していただいた。その中で3つほど、山口県山口市、熊本県八代市、滋賀県東近江市の条例を参考として示させていただいた。

第9条の市民参画の方法として、審議会とパブリックコメントと説明会、アンケートとあるが、こういった文言等もそれらを参考としたのか。

市民参画の方法についても他市の事例を参考にさせてもらっている。市もパブリックコメントの規定があるので、そうしたものとどのように整合性を取るかもあるが、まちづくり条例の中でもこういった参画方法や対象を示すことが必要だというところから、他市事例を参考にしながら入れた。

審議会とパブリックコメントはわかる。次の「説明会、アンケート、ワークショップ」を想定しているのは、ここ1年から1年半くらいで浜田市でやる場合に、こういった案件については説明会やアンケートをする必要があるとか、そういったことがもしわかればお願いする。

今後の予定の中での具体例は今のところ想定してないが、説明会等は、こういった条例等を説明していく場合には必要だと思っているし、市のまちづくりに関係する計画や施策等を皆さんに知っていただくことについては説明会等をしなければならないということで位置づけが必要であろうと思っている。また、例えば総合振興計画や自治区制度についてもアンケートを行っている。まちづくりで特に幅広くご意見をいただく際には、こういったアンケートの手法が必要ではないかということで入れている。またワークショップについては、今回の条例検討委員会でもワークショップ形式で条例検討をしていただいた。これまで総合振興計画であるとか、意見等をまとめていく際に100人委員会の形でやってきた経緯もある。今後もそういった形で皆さんのご意見を皆さんでまとめていただいたものを、市

遊谷委員長芦谷委員

政策企画課長

芦谷委員

政策企画課長

芦谷委員

政策企画課長

芦谷委員

政策企画課長

芦谷委員

政策企画課長

串﨑委員

政策企画課長

串﨑委員

が参考にする形は、まちづくりを進めていく上では必要ではないかということで、ワークショップの開催も制定した。

これは感想だが、ここまで規定していて、なかなか実際の現場ではこれほどにはできないように感じる。

それから 21 条、協働のまちづくりに係る推進計画を策定して進行管理をするのか。これについては市がするのか、あるいは外部委員か何か作られるのか、地域協議会でするのか。

配布資料の、逐条解説の中にも記載させていただいている。 この推進計画については総合振興計画の審議会を想定している。総合振興計画については来年度が後期基本計画の見直しの年にあたる。総合振興計画審議会で総合振興計画の策定を検討していただく予定としている。総合振興計画の中に、協働の持続可能なまちといった7つの大綱の1つとして規定もしている。そうしたところを検討していただくにあたって、この総合振興計画審議会に、今回の条例検討委員会のメンバーも、今後の推進計画に関わりたいと意見をいただいているので、そういった人選等の配慮をさせていただく、あるいは審議会の中に部会等を設けるなどしてこのあたりを検討したい。

職場の縦割りに弊害があり、横の連携がない。この条例の策定を機に、まちづくり推進の体制、所管強化の考えはあるか。

まちづくり推進に合わせ、公民館のコミュニティセンター化 を進める検討を今している。コミュニティセンター化に向けて 教育部局から市長部局へ役割等を移管することも検討してい る。全体的にこれを推進するといった体制を今後検討していき たい。

地域協議会について。第5条、今までどおり引き継ぐ形になるのだろう。以前、浜田市内はかなり大きいということで、地域協議会を複数設けるように意見も出たが、それはどう考えているか。

地域協議会について、特に浜田自治区エリアは人数や世帯が多いため数を増やしてはという議論だが、検討会でも同様の意見が出ているし、市としても特に浜田自治区の地域協議会でも意見を伺ってきた。浜田自治区地域協議会としても今の人数や数については1つで意見等をまとめていけるとのことで、それを踏まえて検討委員会でも議論いただいた中で、浜田自治区に1つで、人数も15人でよいのではということで了解いただいたので、数についてはこれまでどおりと整理させていただいた。

やはり平等性に欠けるのではという感覚があるので今後検 討していただきたい。

それとこれは 11 条になるのだろうが、冒頭の会議で同僚議 員が言われていた平等性、浜田市のまちづくりが遅れていると。 政策企画課長

串﨑委員

政策企画課長

串﨑委員 政策企画課長

串﨑委員

それは皆ご存じだと思う。この 11 条に一体的なまちづくりという項目がある。そういったこともこれに入ってくるのか。

地区まちづくり推進委員会は浜田自治区については全域での設置には至っていないが、地区まちづくり推進委員会と同じように地域の方がいろいろ活動されていることは承知している。地区まちづくり推進委員会が全てのまちづくりを担っていくといったことは難しいと思っているが、地区まちづくり推進委員会以外でまちづくり活動をされている団体を含めて、一体的なまちづくりをこの地域協議会でどうしていくかということを検討していただくということで、第11条第3項、一体的なまちづくりに関する事項を地域協議会の所掌事項として入れた。

12条が地域協議会のメンバー、弥栄もよそもそうだと思うが、今まで選び方が違っていたのができれば統一されるべきと思っている。右側の解説を読むと、地域住民で組織する団体から推薦と書いてある。現在、弥栄も団体から出ている方がおられるが、個人的に出る方もおられると思う。個人でも大丈夫と認識してよいのか。

地域協議会委員の選出については、5 つの地域協議会では統一されていない。地区まちづくり推進委員会から選出していただいているところもあるし、自治会等から出ていただいている地域協議会もある。今回、条例の検討委員会、あるいはパブリックコメントの中でもこの地域協議会委員の推薦については統一したほうがよいのではないかといった意見もあった。ただ、地区まちづくり推進委員会や自治会と限定することなく、あくまでも地域協議会等の中で、どういった委員を選出したほうがよいか、各協議会で議論いただいた中で推薦していただきたいと、検討委員会等も含めて整理させていただいた。

要するに個人でも大丈夫か。

解説で、当該地域住民で組織する団体等から推薦された人とさせていただいているし、第2項でも、自治会その他のまちづくり活動団体から推薦された者のうちとしているので、個人ではなく、自治会やまちづくりといった活動団体から推薦された人ということで整理させていただいている。

11条を見ると、調査審議するとあり、中山間地域振興対策に関する事項と書いてあるので、私自身大変嬉しく思っているが、これを見ると総合的なことは書いてあるが、中山間地だけをうたってあるとなると、浜田市内との関係、バランスが気になる。港というわけにいかないかもしれないが、何となく、中山間地は書いてあるけど浜田市内のことは何もないといったような感じに見受けられる。その辺はどうだったのか。

政策企画課長

中山間地域振興対策に関する事項で市街地等を省いたようなイメージになっているのではないかというとろである。確かに今回自治区制度見直しに当たり、別のところで中山間地域振興のために 10 億円の予算を取って対応していくこともあるので、中山間地域振興対策にも地域協議会で意見あるいは議論等いただきたいということで、この中に示している。中山間地域という区分になると、浜田市全体が視点になっている。この中では特にイメージするのは、山間地、中山間地を特にと考えているが、市街地を除いて整理しているわけではない。全体的にこの2号の中で検討していただきたい。

村武委員

串﨑委員からも地域協議会の委員の構成について質問があったが、私が特に気になっているのが、浜田自治区地域協議会の構成員。先ほどから人数は他の地域とは変わりなく 15 人と伺っている。何度か浜田自治区の地域協議会の会議を傍聴させていただいたが、15 人全ての方が出席されている会議が少なかったのではないかと感じている。出席はされていても意見が少ない方もおられた。

先ほどこの条例の附則のところで、任期をもう1年延ばすと おっしゃった。そういう状態で、浜田自治区のまちづくりをこ れからしっかり進めていかないといけないが、不安に感じる。 そのあたりはどのようにお考えか。

地域政策部副部長

浜田自治区の地域協議会の委員構成、会議の出席状況について。ご指摘のように全員が集まらないケースもあるし、発言のない委員がおられる事実もある。各地域、連合自治会から推薦をいただき出席された委員ということで、それぞれの地域の中で話合いをされたりと意見も伺っているので、そういった形で委員については引き続きぜひお願いしたいと事務局では思っている。

村武委員

地域できちんと話し合われて選出された方もいらっしゃる と思うが、浜田自治区はとても広いので、どのような話し合い がされてきたか私の中では疑問が大きいのでそういう話をさ せていただいた。

15人という人数が変わらない中、きちんとまちづくりを進める方が必要である。その委員が選出された以降に特に浜田自治区はまちづくりの組織も設立された数も2年前とはずいぶん違う。そういった意味でも、構成委員をもう一度考え直す必要があるのではないか。浜田自治区地域協議会ではそういう意見はなかったのか。

地域政策部副部長

委員構成について地域協議会の中で議論された記憶はなかったかと思う。ただ場合によっては、なかなか意見が言いにくいということで途中で辞任され委員が交代することはあるの

澁谷委員長

地域政策部副部長

村武委員

地域政策部長

で、そうした中で地域協議会の議論が活発になっていけばよいと思っている。市から働きかけをするのはなかなか難しい。

欠席が多いとか意見が少ないとか、機能してないことについ ての答弁をいただきたいのだが。

確かに発言の少ない委員もおられるが、私は地域協議会委員 として、そういった委員はおられないと思っている。

執行部からそういったことを言われるのは大変難しいかと は思うが、まちづくりが進んでないという課題は、浜田自治区 が一番大きいと思うので、地域協議会委員は重要だと思う。し っかりお願いする。

今日の議案質疑の中で、自治区によって、特に浜田自治区の まちづくりが進んでないというところで、そうした中でスタートしてよいのかという質問があった。私の中では状況が違うわけで、浜田自治区が特に進んでない所もあるかと思うが、そこをきちんと進めていく必要があるので、ここからスタートしようと認識している。それはいかがか。

まず1点目のご質問だが、串﨑委員のご質問への回答にもなろうかと思う。浜田自治区の中に地域協議会は1つでよいのかと議論された際、いろいろな地区に協議会ができてバラバラのことが挙がってくるよりは、それをまとめる組織として1つ地域協議会があればよい。このことは地域協議会でも話があったし、検討委員会でもその旨を説明し了解された。

ただし、代表して出ておられる地域協議会の会長からは、出る委員が各地域に帰ってきちんとそのことを伝えて、またあるいは地域の声をきちんと集約して出てこられるかについては課題があるので、この課題については少し改善を考えねばとおっしゃった。従って今の委員の発言の有無等いろいろな回答にもなろうかと思っているが、決して今もよいとは思ってないと、協議会の方も思っておられるので、これについては少し改善のための検討を進めていかれるだろうし、市も示したい。

2 点目の浜田自治区のまちづくりが遅れているという議論だが、今回はもともと合併前から目指そうとした協働のまちづくりを更に進めていくためにリスタートを切らせていただき、そのために目に見える形で条例を制定しコミュニティセンター化も進める。そのための人的・財政的支援を市もやると明記している。これが改めてのリスタートということなので、これを契機にまちづくりが進んでいるところは更に一歩ずつ進んでいくし、まだ取組の遅いところはこれを契機に進めるようにやっていこう、そういう意志で条例制定したものと思っている。

70 ページにわたるパブリックコメント等意見を拝見すると、 今後検討すると書かれている項目がいくつかあるが、今後どの

三浦委員

政策企画課長

ように扱われるのか。

これまでいただいた意見の中で今後検討するといった内容のものについては、最初に条例をまとめる中でそういった意見を反映させるかどうか検討させていただくという内容のものがほとんどだったかと思うし、条例を作った後に今後についてを検討させていただくといった回答であったものと、2種類あったと思う。

条例関係を検討させてただくことについては、意見もできるだけ条例の中で反映させるように取り組んだつもりである。また、今後条例を作った後に進める中で検討させていただくと回答したものについては、今後この条例を作ってわかりやすいパンフレットかリーフレットか、そういったもので住民にできるだけ小さい単位で説明会等を行っていくことも考えている。その中で、検討するといったことは整理した上でお示しさせていただきたいし、今後内部でも協議をしなければいけないことがあるので、そういうことをまとめた中で、何らかの方法で説明等させていただきたい。

21条について。私も浜田においては地域協議会の在り方が今のままでよいのかという疑問を持ち続けてきた。それはまちづくりを推進していく時に、推進していく組織体とはどういう構造であるのがよいのかということである。

人口も他自治区に比べて浜田自治区は多いし、その中で地域協議会の在り方そのものがかなり違っているように思う。先ほど部長が答弁されたように、各地域から出てこられる方々の意見をまとめる役割を浜田自治区では位置づけていると、これはこれでよいと思うが、結果的に地域協議会が何のためにあるのかといった時に、まちづくりを推進していくために大事な機能なのだと、この条例の中でも位置づけているわけだから、それをきちんと持ち帰ってその後の活動に活かされていくところまでがきちんと機能して、ここに位置づけられている地域協議会の重要性だと思う。なので、形は他の4自治区に比べて違うように思うが、これは一体的にまちづくりが推進した、どのように活動が推進されているという状態は一緒だと思うので、組織の機能について持っている課題をクリアしていっていただきたい。

これは先ほど答弁もあったので次の質問に移りたい。26条で、 高等教育機関との連携というのがあって、先般この委員会で取 り扱ったときに意見を見逃していた。先般も一般質問で取り上 げたが、高校はどのように位置づけられるのか伺う。

高等教育機関との連携については、大学や短大、専門学校で 持っておられるノウハウなども、まちづくりを進めていく中で

三浦委員

政策企画課長

生かしていくといったところで、連携を図ることを条例に入れ たほうがよいのではないかという検討委員会等からの意見が あり、このように入れた。また、他市の事例も参考にした。

高校については、条文の中で特に示してはいないが、通勤・ 通学する人も市民の位置づけで協働のまちづくりを進めよう と定義しているので、高校生、中学生、小学生といった子ども たちも含めて協働のまちづくりを進めるよう条例の中では位 置づけている。

意味はわかった。ただ例えば水産高校にしても商業高校にしても専門的な教育機関で、専門的知識やいろいろな技術を有していると思う。ここでうたわれている高等教育機関との連携の延長線上に、そうした高校も連携先としては十分に考え方として含まれていくのではと思う。意味合いはわかったので納得はするのだが、そうした地域の中にある研究機関が持っているノウハウをしっかり生かしていく意識は、条例の中でも執行部にも持っていただきたい。

他市のまちづくり推進条例と見ると、一部ではまちづくり推 進条例を最高規範と位置づけるという文を入れているものも あるが、考え方及び、それを明記されなかった理由等があれば お聞かせいただきたい。

条文で最高規範とうたっているまちづくり条例があるが、そ れは自治基本条例になる。自治基本条例は各自治体によって、 まちづくりの条例といった呼び名のところがほとんどではな いかと思う。そうした中にはこの条例を最高規範だと位置づけ ているが、これまでも申し上げているように今回の条例につい ては自治基本条例の市の最高規範の条例という位置づけには せず、あくまでもまちづくりに特化した部分だけの条例という ことで整理させていただいている。最初にも説明させていただ いたように、市政全般にわたるような自治基本条例とは違うと いう意味合いから、市政等も取って、まちづくりという言葉で 整理した。自治基本条例を作ることについては、これまで北海 道ニセコ町が最初に作ってから、いろいろな自治体に広がって、 今は390近く作られていると伺っているが、そういった設定を 条例ですること自体に議論等も出ていることもあるし、そうい った条例を基に政治活動等に利用されて困っている自治体も ある。市としては自治基本条例の作成についてはこれまでも検 討してきた中で、作らないという整理をさせていただいた。た だ今回はそうしたものとは違って、皆さんと地域で行うまちづ くりについて市と協働で行っていこうという理念条例をまと めようとさせていただいているので、最高規範という位置づけ にはしていない。

三浦委員

政策企画課長

澁谷委員長

地域政策部長

三浦委員

三浦委員の質問に対して明確な答弁になっていない。これまで多くの議員が自治基本条例の必要性を投げかけていた時には、執行部は極めて消極的な答弁をしてきた。自治基本条例をこれからもずっと作らないのか。まちづくりの条例が最高規範でなかったら浜田市には憲法のような基本的なものがこの先までないのかという疑問も出る。地域政策部長、今の三浦委員の質問についていかがか。

今回は協働のまちづくり推進条例ということで何度も議論を重ねてきたし、地域からも議会からもご意見を頂戴してきた。自治基本条例に定める内容と被っている部分も確かにあろうかと思うが、そこまで踏み込んだ市政全般にわたる権利や権限等について盛り込んだものでないということで、一定の線を引いている。そういう意味で言うと、これが市民あるいは構成団体、皆で協働のまちづくりを進めていこうという理念条例には間違いないが、条文の中には最高規範という位置づけまでは入れていない。

要は、まちづくりを推進していくための理念条例として掲げ るわけなので、まちづくりの基本的な考え方や、そういう意味 では最上位にある考え方のもの、という意味での最高規範なの かという問いかけだったのだが、これをベースに納得した上で 最後の質問だが、雲南市のまちづくり基本条例を拝見した際、 最後の第 13 条に書かれている一文が大変よいと私は思った。 それは「ここに定めるこの条例をまちづくりの推進状況及び社 会情勢の変化等に応じて常に実行性のある条例となるようつ くり育てていく」という、この条例を育てる条例というように 位置づけられている。これは明記する、しないにしても、まち づくりは生き物で時々の情勢の変化によって活動そのものも 変わっていく。つまりここに位置づけられている地域協議会の 在り方、まちづくり推進委員会の在り方、組織もその時々に応 じてしかるべきものに変化していくものだと思う。そうした時 にここに定めらている既定路線を守り続けることではなく、ま ちづくりを進めるために定める条例なので、どんどん変えてい くことを推奨するわけではなく柔軟に、市民のまちづくりが前 進するように、こういう考え方を皆で育てていこうという気持 ちを、この条例を市民と共有する時にはそういう気持ちがあっ たほうがよい条例になっていくのではないかと個人的に思っ た。それも含めて、これは我々のまちづくりを進めていく上で の最高規範のような位置づけではないかということで質問し た次第である。パブリックコメント以降、整理されてわかりや すくはなったのかと個人的には思っている。

まちづくり・地域づくりは若い人が作り上げるのが一番だと

道下委員

思う。先般も若者を吸い上げるという文言をもっと上にあげてほしいと言ったり文言が足りないと。若い人を育てる、発掘する、吸い上げるという文言がどこかに欲しいと伝え、今回書いてもらっているのだが、もう少し、何か。私も地域活動を 38歳の時にやったのだが、青年団がなくなる、婦人会がなくなる、何もかもなくなって自治会も消極的になって、そういうところで壮青年団を作って若者が活動しているが、そういうところが一番のみそだと思う。それがもっと欲しいのだが。

政策企画課長

前回もそういったご意見をいただいた。この条例を作るに当たり、検討委員会あるいは地域協議会の中でも、まちづくり活動をしていく上で若い人をいかに取り込んでいくかが課題なのだという意見をいただいているし、そういうことを条例に盛り込みたいため、第 17 条の人材育成では、特に若い人もまちづくりに関われるように、子どもの頃から人材育成ということも、この協働のまちづくりで進めていこうということを入れている。

また、条文の中で細かくということにはいかなかったが、逐 条解説の中で、若い人達に社会教育活動や地域行事に積極的に 関わっていただく、そういう人材発掘、育成を図っていくこと も入れている。またそういったことを地域ぐるみで、子育て家 庭、家庭の教育支援等の視点も踏まえて人材育成について努め るよう盛り込んだ。今後こういった視点も持ちながらまちづく り活動をしていこうということを皆に周知していきたい。

若い人を育てる、吸い上げていく、見つけてあげる中で、年齢が高い人が邪魔をする。だからもっと、行政はよいことをうたってくれたと思うようなものを入れていただきたい。

経験に満ちあふれた道下委員のご指摘だった。

ここで、協働のまちづくりの中に文言として入れるのは難しいとして、例えばこれを市民に紹介する際に、キャッチコピーの中に、区別させない、お互いに助け合っていこうというような文言を入れていただくよう提案しておく。執行部で検討していただきたい。市民が、隣同士が仲良くしようと言えるような形を作っていただきたい。

地域政策部副部長

地域活動にはいろいろな関係性がある。まちづくり委員会を 設立する等の動きの中でいろいろな話を伺うが、協働のまちづ くりを進めていくための条例制定を機に市の方針を市民にわ かりやすく説明するために、リーフレットやパンフレットを使

道下委員

澁谷委員長岡本副委員長

うことを考えている。市から説明会に出向いてまちづくりの重要性や取組の事例紹介等をさせていただいているので、この中でよいキャッチコピーができるかわからないが、市民にわかりやすい形でメッセージを伝えていきたい。

芦谷委員

地域協議会委員の選出の場合、12条を見ると自治会やまちづくり活動団体からの推薦とあるからには推薦依頼をするのか。 青年や子育て、女性、そういった幅広い方が委員になるべきだと思う。まちづくり活動団体からの推薦と言われても漠然としていて、今までどおりの会の長とか既存の方ばかりだとどうしても形骸化するので、もっと幅広い、多様な方が委員として参加することについて、どうお考えか。

地域政策部副部長

地域協議会委員の推薦については任期満了に伴い毎回市から推薦依頼を行っている。推薦に当たっては女性の推薦や若年層からの推薦ということでお願いはしているが、結果的に特に浜田自治区においては現状の委員構成である。各自治会等からの役員の就任という形になっている。今後推薦等を行うに当たり、ご提案もあったので多様な人材の選出、推薦を改めてしていきたい。

芦谷委員

11条だが、地域協議会が所掌する事項で、中山間地域振興対策と一体的なとある。特定した感じというか、もう少しまちづくり全般として捉えたほうがよいと思った。もし何かあれば。

政策企画課長

11条第3号について、これはもともと条例検討委員会の中で、一体的なまちづくりに関する事項といった表現のほうがよいのではないかということでいただいたもので、一体的というとある意味限定的な意味合いになるので、まちづくりに関する事項といった表現のほうがよいのではないか、文言を外したほうがよいのではないかということを議論した。市としても協働の新たな住民主体のまちづくりの方針の中でも、更なる一体的なまちづくりのためにこういった条例等を作成していくと方針も示しているし、条例の中で「一体的な」という言葉が出てこないのはいかがなものか、といったご意見もいただいているので、改めて3条の基本理念のところでも「一体的なまちづくり」という表現に改めているし、地域協議会の一体的なまちづくりに関する所掌事項とすると整理した。

芦谷委員

第7条、地区担当制のことなどがあり、これは職員育成である。私は少し違和感がある。当然、自治体職員は地域のまちづくりに関わるので、ここまであえて育成を言わなくてもそもそも職員が本来持つべき役割である。もし何かあれば。

地域政策部長

この条項に関わらず、当たり前のことをもう一度はっきりさせるということで書いてある部分はある。この7条についても市の職員は市民だからその中に包含されているという意見も

澁谷委員長

副市長

澁谷委員長金城自治区長

あったがあえて書いたのは、やはり職員も地域貢献という意識をもって、業務でなくてもしっかり地域社会に関わらなければいけないという思いである。

今日は各自治区長出席しているので、この条例への思いや考えを採決の参考にしたいと思うので順次お願いする。

まずは浜田自治区長として。平成 17 年に浜田市ができて自 治区設置条例を作った時のことから思い出す。もともと周辺部 を寂れさせないことが主な目的で自治区設置条例を作った。個 性のあるまちづくり、一体的なまちづくりを進めることで今日 に至っている。

今回新しい条例は全市同じような協働のまちづくりという ことで、先ほど岡本副委員長からもあったように、浜田自治区 は、地区まちづくり推進委員会がまだ全域にできていないが、 町内単位での活動はそれぞれやっておられる。多くの町内がま ちづくり総合交付金を使って活動しておられる。ただ、人口も 以前は多かったということで町内単位で物事をやればおおむ ねねのことはできていたため、それをひろげることがなかなか できてない。隣との関係もある。それを少しずつ払拭していき、 大きな組織へ。ただ、基本的には公民館単位や中学校区となっ ており、長浜、国府、美川、周布においてはそれがほぼできつ つあるが、浜田地区と石見地区はあまりにも人口規模が大きく、 今、町単位のまちづくり推進委員会を少しずつやっていただき、 かなり進んできているので、今後もその辺に力を入れながら周 辺部と同様に浜田自治区においても地区まちづくり委員会を しっかり設立し、地域の皆の共助、特に災害時や福祉関係も一 緒になってできるような取組を進めていきたい。

金城自治区長、お願いする。

昨年1年かけて自治区制度に代わる新しい制度を議論してきた結果が、推進条例案と私は認識している。自治区制度も協働のまちづくり条例も、どちらも住民主体のまちづくりを示したものであり、その根幹は大きく変わるものではないと認識している。体制として区長は廃止になるが、住民のより所として、先ほど答弁に出ていたコミュニティセンター化であったり、コーディネーターの配置というように、身近なところでその機能は拡充あるいは充実していくのだろうと認識している。

合併協議の際にいろいろな議論に基づいて制定された自治 区制度ではあるが、当時と背景が変わっているのも事実である。 当時と比べ金城自治区は人口が千人減っている。高齢化率も 40%を超えている。結局担い手が非常に少なくなり、あるいは 高齢化してきた背景がある。その中でこの推進条例をもとに時 代に合ったまちづくりを進めなければならないという意味で は、今回非常にタイミングがよかったのかなと理解している。 金城自治区はこれまでまちづくりの核として、農業であったり 交流人口であったりを中心にしてきたが、それに加えて福祉、 地区社会福祉協議会や公民館の皆と一緒になって高齢者の送 迎手段を考えるといったまちづくりを、この条例案に基づいて 今から取り組んでいきたい。そういったバイブルがこの条例案 であると認識している。

澁谷委員長 旭自治区長

旭自治区長、お願いする。

ようやく浜田市民がまちづくりの1つの方向へ向かって動き 出したと感じている。合併後 14 年間、各自治区が個性を生か したまちづくりにあまりにも重きを置き、各自治区の交流がな かったのではと思っている。この条例を機に各自治区の交流を もっと深め、浜田市民の絆を深めていきたい。

澁谷委員長弥栄自治区長

弥栄自治区長、お願いする。

以前から戸主中心の自治会活動がなかなか抜けきれず、自治会長会からまちづくり委員も推薦していただき、地域協議会についても基本は自治会長会から推薦ということで、人選にも困る状態になってきている。まさに来年度に向けてどういった選び方。情報伝達の仕組みができていない。女性、お年寄り、子どもに至るまで、どうやってこれからのまちをつくっていこうという方向性をどう考えているのか、情報伝達方式をしっかり考えて、これから各種団体になろうかと思うが、委員を出していただき、スムーズに情報が伝わるような仕組みを入れていきたい。まさに人づくりが一番大切である。地域の存続をかけて頑張りたい。

澁谷委員長 三隅自治区長

三隅自治区長、お願いする。

私は役場へ入ってから、地方自治の原点は市町村にある、住民自治の原点は自治会、集落にあると、ずっと叩き込まれてきたので、今回の協働のまちづくりは、まさに自治会あるいは地域を大切にしていただける条例だと思っている。これは内容的にも素晴らしいものができたと思う。三隅の地域協議会も4月から7月の間に6回協議会を開催し、この件ばかりの議論だった。5回目は4時間も討論会をさせていただき、住民自治区として、6項目の課題を出させていただいた。うち4項目は条例に反映すべき事項だったと思っているが、おおむね反映していただいた。これで自治区制度がなくなっても地域が寂れず一緒になってまちづくりができる体制ができたのではと思う。協議会には厳しい委員も出ておられたが、その方に側聞すると「よい条例ができた」と伺ったので私も安心して3月を迎えたい。

澁谷委員長

最後に副市長、お願いする。

副市長

今日の本会議でも質問をいただき、市長と話をしながら答弁させていただいた。この新しい協働のまちづくり条例がスタートすると自治区長はいなくなるということで、周辺部4自治区は、今度は支所長を中心にそれぞれ進めていくことになる。市長も年に1回は必ず地域協議会に出向いて意見を聞く、私もこれまで以上に周辺部への配慮をして、なかなか自治区長の代わりはできないが、しっかり各支所長と連携して地域の皆が新条例、新しい制度でまちづくりをスタートしてよかったと思っていただけるような努力していきたい。またいろいろ議員のご意見をいただきながら進めていきたい。

2 その他

澁谷委員長

その他、執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

この後、議案の採決を行うため執行部はここで退席されて構わない。

《執行部退席》

[14 時 17 分 休憩]

[14 時 24 分 再開]

本日の議案について、採決を行う前に自由討議を行うか。い かがだろうか。

(「なし」という声あり)

では議案の採決に入る。

「議案第60号 浜田市協働のまちづくり推進条例の制定について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

全会一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決した。

以上で、本特別委員会に付託された案件の審査は終了する。 委員長報告については、9月29日の表決までに作成し、タブレット端末に入れておくのでご確認をお願いする。

次回の日程を決めたい。人件費についてを考えている。以後、 11 月、12 月と行革に関して委員から申し出を受けたい。何か あれば中谷書記に申し出ていただきたい。10 月最終週にしたい。

(以下、日程調整)

では10月27日(火)午前10時からとしたい。

では、以上をもって自治区制度等行財政改革推進特別委員会を終了させていただく。

(閉 議 14時 27分)

浜田市議会委員会条例第65条の規定により委員会記録を作成する。

自治区制度等行財政改革推進特別委員会 委員長 澁谷 幹雄 ⑩